

ごみ集積所を新たに設置する場合は事前協議が必要です

(住宅地の造成・分譲の場合)

【建設業者等】(書類等の準備)

1. 住宅地造成等を計画している建設業者等が、設計段階で玉名市環境整備課に事前協議手続きを行います。

(確認に必要なもの)

- ・名刺(会社名および連絡先がわかるもの) ・建設予定地の周辺図
- ・平面図、配置図 ※ごみ箱の設置予定場所、分譲地等の計画図面、道路の幅員などがわかるもの

【ごみ集積所設置の主な判断基準】

- ・ごみ集積所は10戸につき1ヶ所設置することを「標準」としています。
- ・開発が10戸以上の場合、ごみ集積所を開発事業者で新規に設置していただくことになります。
- ・10戸未満の場合、地元行政区が設置されている既存のごみ集積所を利用できる場合があります。地元行政区の区長にご相談ください。(地元行政区の了承が得られなかった場合、新規に設置していただくことになります。)

【市環境整備課】(事前協議)

2. ①事前協議時に内容等の確認及び助言を行います。
- ②後日、収集ルート、収集車が進入可能かどうか、安全上支障がないか、収集作業に支障がないか等、収集業者と協議し、設置予定場所の可否について判断します。

【建設業者等】(建設業者等へ可否を回答)

3. ①市から設置予定場所について可能と回答があった場合
 - ・市環境整備課から「**ごみ集積場所の新設の届出書**」を受け取ります。
 - ・設置予定地区の区長へ資料(1.の確認に必要なもの)を持参し、説明を行い了承を得てもらいます。
 - ・了承を得た後、「ごみ集積場所の新設の届出書」と一緒に資料も区長に渡し、区長又は業者から市へ提出してもらいます。

※入居開始日より収集を開始するため、入居の1か月前までに区長へ提出してもらうよう依頼すること。提出から収集希望日までの期間が短い場合、希望に添えない場合があります。

【市環境整備課】(区長から市へ提出)

4. 収集委託業者に連絡し、収集開始日から収集を行います。